

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

### セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

## 1 セルフメディケーション税制概要について

### セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設 （所得税、個人住民税）

#### 1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

#### 2. 制度の内容

##### ■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

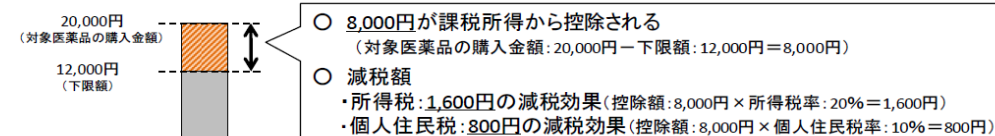
○ スイッチOTC医薬品の成分数：83（平成29年1月13日時点）

－ 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

##### 本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



[制度概要](#)[653KB]

[スイッチOTC医薬品有効成分リスト\(平成29年1月13日時点\)](#)[101KB]

（参考）

[租税特別措置法\(昭和32年法律第26号\)](#)[85KB]

[租税特別措置法施行令\(昭和32年政令第43号\)](#)[79KB]

[租税特別措置法施行規則\(昭和32年大蔵省令第15号\)](#)[56KB]

[租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等\(厚生労働省告示第178号\)](#)[41KB]

[租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組\(厚生労働省告示第181号\)](#)[87KB]

## 2 セルフメディケーション税制対象品目一覧

<平成30年1月22日時点>

(PDF)

[対象品目一覧](#)[748KB]

[成分名ごと品目数](#)[22KB]

(Excel)

[対象品目一覧](#)[89KB]

[成分名ごと品目数](#)[13KB]

※対象品目一覧バックナンバー

[\(11月公表版\)対象品目一覧](#)[202KB]

[\(12月公表版\)対象品目一覧](#)[198KB]

### 3 事務連絡等

○ Q&A(平成29年1月27日掲載)

[\(平成29年9月1日時点\)セルフメディケーション税制Q&A](#)[278KB]

※セルフメディケーション税制に関するよくある質問と回答をまとめました！是非ご覧ください。

[※確定申告の詳細については、国税庁のタックスアンサーをご確認ください。](#)

○ レシート等において記載すべき事項について(平成28年10月4日)

[\(事務連絡\)セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類\(レシート等\)の記載事項について](#)[54KB]

○ セルフメディケーション税制の創設に伴う証明の発行について(協力依頼)(平成28年11月15日)

[\(保険者あて\)証明の発行について\(協力依頼\)](#)[192KB]

[\(事業者あて\)証明の発行について\(協力依頼\)](#)[161KB]

### 4 健康の保持増進及び疾病の予防への取組(一定の取組)の証明方法について

この税制を利用するためには、その方が、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組(一定の取組)を行い、確定申告書の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。必要書類については、以下のチャートをご参照ください。

[一定の取組について](#)[87KB]

[【チャート】一定の取組の証明方法について](#)[125KB]

○ 証明依頼書

※チャートで別途証明依頼が必要とされている場合、必要事項をご記入のうえ、保険者や事業者証明を依頼して下さい。

[\(保険者あて\)](#)[42KB]

[\(事業者あて\)](#)[41KB]

### 5 セルフメディケーション税制対象品目届出のお願い

本税制の対象となる商品については、必要に応じて2ヶ月に1回更新することを予定しております。

製造販売業者におかれましては、該当する商品の追加、販売名変更、販売中止などがある場合には、速やかに下記、「スイッチOTC医薬品(変更)届出書」を以下アドレスまでメールにて提出いただきますようお願い致します。その際、備考欄に「追加」「販売名変更」「削除」等、変更した内容がわかるように記載してください。

尚、承認後未販売の商品については提出不要、製造又は販売を中止してはいるが、市場にある商品が品質保証期限内である場合は提出が必要となりますのでご注意ください。

[スイッチOTC医薬品\(変更\)届出書](#)[21KB]

御提出先: [switchotc@mhlw.go.jp](mailto:switchotc@mhlw.go.jp)

御問い合わせ先: 厚生労働省医政局経済課

電話 03-5253-1111 (内線4117) FAX 03-3507-9041

※健康診査などの一定の取組については以下の連絡先に御問い合わせ下さい。

厚生労働省健康局健康課  
電話 03-5253-1111（内線2976）

---



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.